

板橋区「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」  
に基づく管理状況届出制度実施要綱

31 板都住第 410 号  
令和 2 年 3 月 31 日区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、板橋区が東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年東京都条例第 30 号。以下「条例」という。）第 15 条から第 18 条までの事務を行うに当たり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則（令和元年東京都規則第 74 号。以下「規則」という。）の例による。

(届出書)

第 3 条 条例第 15 条第 6 項に規定による届出書の提出は、条例第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項又は第 16 条第 1 項の規定による届出については別記第 1 号様式、条例第 15 条第 5 項又は第 16 条第 2 項の規定による届出については別記第 2 号様式により行うものとする。

2 条例第 15 条第 6 項に規定による届出書の提出は、都知事が指定する電子計算機に備えられた専用のファイルに通信回線を利用して記録することをもって前項に定める様式による届出書の提出に代えることができる。

(届出の受理)

第 4 条 東京都板橋区長（以下「区長」という。）は、条例第 15 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による届出を受理した場合は別記第 3 号様式、同条第 5 項の規定による届出を受理した場合は別記第 4 号様式、条例第 16 条第 1 項の規定による届出を受理した場合は別記第 5 号様式、同条第 2 項の規定による届出を受理した場合は別記第 6 号様式により、遅滞なくその届出者に通知するものとする。

(届出の要求)

第 5 条 区長が、マンション（この項において要届出マンションを除く。）の管理組合に対し、条例第 15 条第 2 項の規定により管理状況に関する事項を届け出るよう求める場合は、別記第 7 号様式により行うものとする。

- 2 前項の規定による届出の要求を、第7条の規定により認定された区分所有者等に対して行う場合は、別記第8号様式により行うものとする。
- 3 第1項の規定による届出の要求を、条例第15条第6項の規定に基づき、当該マンションの区分所有者等に対して行う場合は、別記第9号様式により行うものとする。

(督促)

- 第6条 区長は、条例第15条第1項、第3項若しくは第5項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき届出を行うマンションの管理組合が、規則第4条第2項各号又は第5条各号に定める届出期日までに届出を行わない場合は、当該マンションの管理組合に対し、条例第15条第1項の届出に対しては別記第10号様式、同条第3項の届出に対しては別記第11号様式、同条第5項の届出に対しては別記第12号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第19号様式、同条第2項の届出に対しては別記第20号様式により、督促を行うことができる。
- 2 前項の規定は、次条の規定により認定された区分所有者等に対して督促を行う場合に準用するものとし、条例第15条第1項の届出に対しては別記第13号様式、同条第3項の届出に対しては別記第14号様式、同条第5項の届出に対しては別記第15号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第21号様式、同条第2項の届出に対しては別記第22号様式により、督促を行うことができる。
  - 3 第1項の規定は、条例第15条第6項の規定に基づき、当該マンションの区分所有者等に対して督促を行う場合に準用するものとし、同条第1項の届出に対しては別記第16号様式、同条第3項の届出に対しては別記第17号様式、同条第5項の届出に対しては別記第18号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第23号様式、同条第2項の届出に対しては別記第24号様式により、督促を行うことができる。
  - 4 第1項の規定による督促にもかかわらず、当該マンションの管理組合が同項の各様式により指定された届出の提出期限までに届出を行わないときは、条例第15条第1項の届出に対しては別記第25号様式、同条第3項の届出に対しては別記第26号様式、同条第5項の届出に対しては別記第27号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第34号様式、同条第2項の届出に対しては別記第35号様式により、再度督促を行うことができる。
  - 5 前項の規定は、次条の規定により認定された区分所有者等が第2項の各様式により指定された届出の提出期限までに届出を行わない場合に準用するものとし、条例第15条第1項の届出に対しては別記第28号様式、同条第3項の届出に対しては別記第29号様式、同条第5項の届出に対しては別記第30号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第36号様式、同条第2項の届出に対しては別記第37

号様式により、再度督促を行うことができる。

- 6 第4項の規定は、条例第15条第6項の規定に基づき、当該マンションの区分所有者等が第3項の各様式により指定された届出の提出期限までに届出を行わない場合に準用するものとし、条例第15条第1項の届出に対しては別記第31号様式、同条第3項の届出に対しては別記第32号様式、同条第5項の届出に対しては別記第33号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第38号様式、条例第16条第2項の届出に対しては別記第39号様式により、再度督促を行うことができる。

(届出を行う区分所有者等の認定)

第7条 区長は、条例第15条第6項の規定に基づき、条例第15条第1項若しくは第3項から第5項まで又は条例第16条第1項若しくは第2項の規定による届出を区分所有者等が行うことについて、区長がやむをえない事情があると認めるときは、条例第15条第1項の届出に対しては別記第40号様式、同条第3項の届出に対しては別記第41号様式、同条第5項の届出に対しては別記第42号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第43号様式、同条第2項の届出に対しては別記第44号様式により区長が適当と認める区分所有者等に対し、届出を行う区分所有者等と認定することを通知し、届出を求めるものとする。

(報告)

第8条 マンションの管理組合に対する条例第17条第1項の規定による報告の求めは、条例第15条第1項の届出に対しては別記第45号様式、同条第3項の届出に対して別記第46号様式、同条第4項の届出に対しては別記第47号様式、同条第5項の届出に対しては別記第48号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第53号様式、同条第2項の届出に対しては別記第54号様式により、書面による報告を求めて行うものとする。ただし、区長が当該マンションの管理組合に対し、口頭で報告することを認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定により認定された区分所有者等に対する条例第17条第1項の規定による報告の求めは、条例第15条第1項の届出に対しては別記第49号様式、同条第3項の届出に対しては別記第50号様式、同条第4項の届出に対しては別記第51号様式、同条第5項の届出に対しては別記第52号様式、条例第16条第1項の届出に対しては別記第55号様式、同条第2項の届出に対しては別記第56号様式により、書面による報告を求めて行うものとする。ただし、区長が当該区分所有者等に対し、口頭で報告することを認めた場合はこの限りでない。

3 マンションの管理組合に対する条例第17条第2項の規定による報告の求めは、条例第15条第1項の届出に対しては別記第57号様式、同条第3項の届出に対し

て別記第 58 号様式、同条第 5 項の届出に対しては別記第 59 号様式、条例 16 条第 1 項の届出に対しては別記第 66 号様式、同条第 2 項の届出に対しては別記第 67 号様式により、書面による報告を求めて行うものとする。ただし、区長が当該マンションの管理組合に対し、口頭で報告することを認めた場合はこの限りでない。

4 前条の規定により認定された区分所有者等に対する条例第 17 条第 2 項の規定による報告の求めは、条例第 15 条第 1 項の届出に対しては別記第 60 号様式、同条第 3 項の届出に対しては別記第 61 号様式、同条第 5 項の届出に対しては別記第 62 号様式、条例 16 条第 1 項の届出に対しては別記第 68 号様式、同条第 2 項の届出に対しては別記第 69 号様式により、書面による報告を求めて行うものとする。ただし、区長が当該区分所有者等に対し、口頭で報告することを認めた場合はこの限りでない。

5 マンションの区分所有者等に対する条例第 17 条第 2 項の規定による報告の求めは、条例第 15 条第 1 項の届出に対しては別記第 63 号様式、同条第 3 項の届出に対して別記第 64 号様式、同条第 5 項の届出に対しては別記第 65 号様式、条例 16 条第 1 項の届出に対しては別記第 70 号様式、同条第 2 項の届出に対しては別記第 71 号様式により、書面による報告を求めて行うものとする。ただし、区長が当該マンションの区分所有者等に対し、口頭で報告することを認めた場合はこの限りでない。

(調査の実施通知等)

第9条 条例第 17 条第 3 項に規定する調査の実施の通知及び協力を得るための必要な要請は、別記第 72 号様式により通知することにより行うものとする。

2 条例第 17 条第 3 項の身分を示す証明書は、別記第 73 号様式によるものとする。

(助言)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項による届出の内容に対する助言の通知は、条例第 15 条第 1 項の届出に対しては別記第 74 号様式、同条第 3 項の届出に対して別記第 75 号様式、同条第 4 項の届出に対しては別記第 76 号様式、同条第 5 項の届出に対しては別記第 77 号様式、条例 16 条第 1 項の届出に対しては別記第 78 号様式、同条第 2 項の届出に対しては別記第 79 号様式により行うものとする。

2 前項以外の条例第 18 条第 1 項に基づく助言は、原則として口頭で行うものとする。ただし、助言を行うマンションの管理組合又は区分所有者等からの求めがあったときその他書面で行うことが必要と認められるときは、管理組合に対しての助言は別記第 80 号様式、第 12 条の規定により認定された区分所有者等に対しての助言は別記第 81 号様式により書面により行うことができる。

(勧告)

第 11 条 条例第 18 条第 2 項に基づく、条例第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を要するマンションの管理組合又は区分所有者等から正当な理由なく届出がないときの勧告は、管理組合に対しては別記第 82 号様式、次条の規定により認定された区分所有者等に対しては別記第 83 号様式、当該マンションの区分所有者等に対しての勧告は別記第 84 号様式により行うものとする。

2 条例第 18 条第 3 項に基づく、条例第 15 条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項による届出の内容が事実と著しく異なると認められるときの勧告は、管理組合に対しては別記第 85 号様式、次条の規定により認定された区分所有者等に対しては別記第 86 号様式により行うものとする。

3 条例第 18 条第 3 項に基づく、同条第 1 項の助言によっては管理状況の悪化を防ぐことが困難であると認められるときの勧告は、管理組合に対しては別記第 87 号様式、次条の規定により認定された区分所有者等に対しては別記第 88 号様式により行うものとする。

(助言、指導又は勧告の対象とする区分所有者等の認定)

第 12 条 条例第 18 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、区長が助言、指導又は勧告を区分所有者等に対して行うことについて、やむをえない事情があると認めるときは、別記第 89 号様式により区長が適当と認める区分所有者等に対し、助言、指導又は勧告の対象とする区分所有者等と認定することを通知するものとする。

(管理状況届出システム利用規約及び同実施手順等)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、条例第 3 条第 3 項に定めるデータベースにより事務を処理する方法等については、東京都が別に定める管理状況届出システム利用規約、同実施手順（利用者編）及び同操作マニュアルによる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。